

更新された好事例集も参考に

II コロナ禍の影響に関する 開示のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

廣橋 里美

【この章のエッセンス】

- 非財務情報を開示するうえで、「第6波」等の新型コロナウイルス感染症の影響やそれ以外の影響を考慮し、具体的に記載する。
- 重要な会計上の見積りの注記を開示するうえで、より具体的に主要な仮定や不確実性の要因を記載する。

オミクロン株による感染が急速に広がる「第6波」が襲来し、本稿執筆時点の2月中旬において、いまだ収束時期は不透明である。

新型コロナウイルス感染症について、期末決算としては、2020年3月期末より影響が表れ始め、2022年3月期末で3年目を迎える。この間において、会社は新型コロナウイルス感染症が経営環境に与える影響を分析し、対応策を講じており、コロナ禍は続いているもの、機会やリスクの見直し、それに対する対応策、取組みの成果についてはさまざまであると考えられる。

本章では、コロナ禍3年目となる2022年3月期の決算において、コロナ禍の影響に関する開示につい

て留意すべき事項を解説する。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを申し添える。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する非財務情報

(1) 経営方針・経営戦略等

① 概要

有価証券報告書(以下、「有報」という)の「事業の状況」において、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(以下、「経営方針・経営戦略等」という)について開示することが求められている。開示内容としては、次の項目が定められている(「企業内

容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)第二号様式記載上の注意(30 a、b)。

- ・ 経営方針・経営戦略等の内容を記載する。記載にあたっては、経営環境についての経営者の認識の説明を含め、事業の内容と関連づけて記載する。
- ・ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載する。
- ・ 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連づけて具体的に記載する。

また、2020年5月29日に金融庁より、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—」(以下、「記述情報の開示Q&A」という)が公表されており、Q1の経営方針・経営戦略等に関する解説において、図表1の事項が示されている。

続いて、金融庁は2020年11月6日に2020年3月期の有報の開示を踏まえた「記述情報の開示の好事例集2020」(2021年

はじめに

新型コロナウイルス感染症は2019年12月に感染者が報告されて以降、世界中で断続的に感染が拡大している。2022年1月からは